

平成 27 年 3 月 30 日
消 防 庁

「平成 26 年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表

救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化の進展等を背景に救急需要の増大が見込まれる中、救急業務を取り巻く諸課題について検討するため、消防庁では昨年度に引き続き「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。

この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

【検討の概要】

1. 消防と医療の連携
 - ・「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の運用による効果の更なる検証について
2. 救急業務の高度化の推進
 - ・ ICT の活用の推進について
3. 予防救急の推進
 - ・ 奏功事例の調査と取組の推進について
4. 救急業務に携わる職員の教育のあり方・緊急度判定体系の普及
 - (1) 救急救命士ワーキンググループ
 - ⇒ 指導救命士の養成に係るテキストの作成を進め、骨子版を提示
 - (2) 救急隊員ワーキンググループ
 - ⇒ 救急隊員の早期教育や救急救命士との連携に資する教育用動画(DVD)を作成
 - (3) 通信指令員ワーキンググループ
 - ⇒ 「通信指令員の救急に係るテキスト」(平成 25 年度作成)を用いたモデル教育を実施し、その効果を実証
 - (4) 緊急度普及ワーキンググループ
 - ・ 緊急度判定体系の概念を社会全体で共有するための方策の検討
5. 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた課題整理

【別添資料】

「平成 26 年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」のポイント

※[報告書全文](http://www.fdma.go.jp/)については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



【連絡先】

消防庁救急企画室

担当：橋補佐・上條補佐・寺谷専門官

TEL：03-5253-7529（直通）

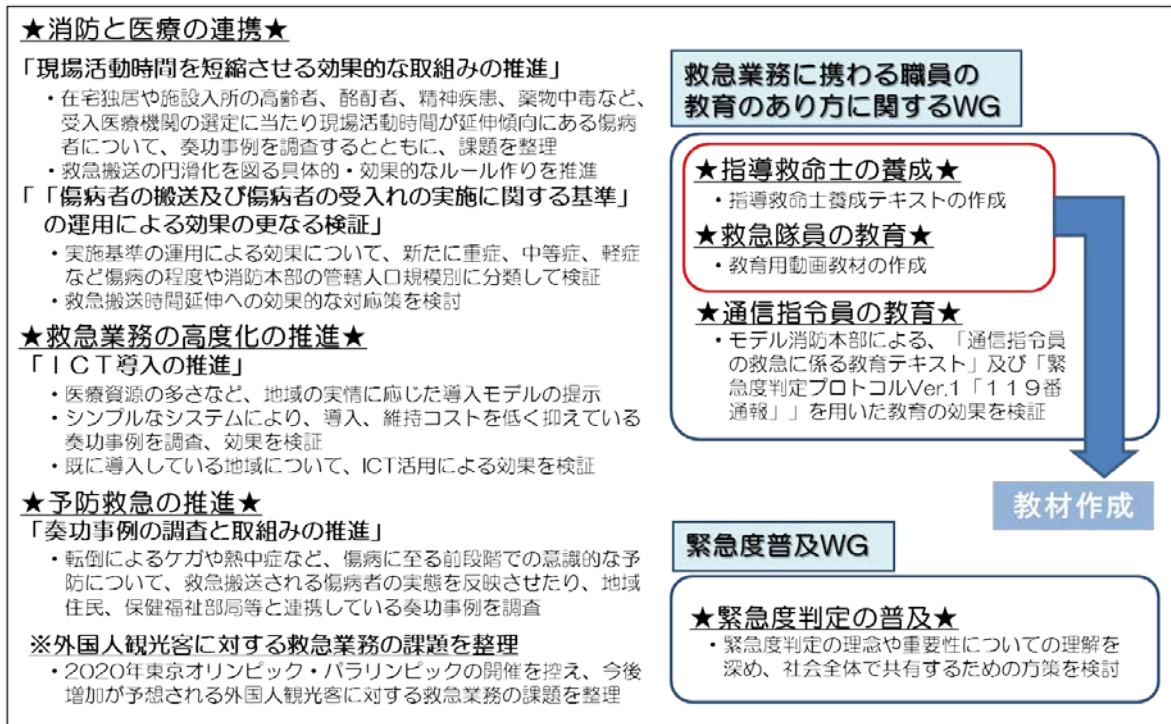
FAX：03-5253-7539

平成 26 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書のポイント

1. 検討会設置の背景と目的

救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化の進展等を背景に救急需要の増大が見込まれる中、救急業務を取り巻く諸課題について検討するため、昨年度に引き続き「救急業務のあり方に関する検討会」（座長：山本保博 東和病院院長）を開催した。

平成 26 年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目



2. 検討事項

本検討会では、以下の8つの項目について検討を行った。

- 1 消防と医療の連携
・「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の運用による効果の更なる検証
- 2 救急業務の高度化の推進
・ICTの活用の推進
- 3 予防救急の推進
・奏功事例の調査と取組の推進
- 4 指導救命士の養成
- 5 救急隊員の教育
- 6 通信指令員の教育
- 7 緊急度判定体系の普及
- 8 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた課題整理

なお、上記4～7の項目については、検討会の下に下記ワーキンググループを設置し、必要な検討を行った。

- 救急救命士ワーキンググループ
 - ・指導救命士の養成に係るテキストの作成を進め、骨子版を提示
- 救急隊員ワーキンググループ
 - ・救急隊員の早期教育や救急救命士との連携に資する教育用動画（DVD）を作成
- 通信指令員ワーキンググループ
 - ・「通信指令員の救急に係るテキスト」（平成 25 年度作成）を用いたモデル教育を実施し、その効果を実証
- 緊急度普及ワーキンググループ
 - ・緊急度判定体系の概念を社会全体で共有するための方策の検討

また、上記の各項目に係る検討内容を踏まえ、全国の都道府県消防防災主管部局、都道府県衛生主管部局、消防本部に対しアンケートによる実態調査を行った。

対象別 「救急救命体制の整備・充実にに関する調査」調査項目

	消防と医療 の連携	ICTの活用 の推進	予防救急 の推進	救急業務 に係る教育	緊急度判定体 系の普及	オリンピック・ パラリンピック
都道府県 消防防災主管部局	○	○	—	—	○	○
都道府県 衛生主管部局	○	○	○	—	○	—
消防本部	○	○	○	○	○	○

※ ○の付いた項目については、アンケート調査を実施しており、—の付いている項目については、アンケートを調査を実施していない。

3. 各検討事項の概要

(1) 消防と医療の連携（第2章）

各都道府県では、消防法に基づく「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）が策定され、実施基準に関して消防機関や医療機関等が協議や連絡調整を行う協議会（以下「法定協議会」という。）において、救急業務の迅速かつ適切な実施に向けた検討が行われている。高齢化の進展等を背景に増大する救急需要や受入医療機関の選定困難事案が問題になっていることを受けて、各都道府県には、実施基準について法定協議会において運用状況を定期的に調査・検証した上で、ブラッシュアップ等に結びつけていくことが期待されており、消防庁としても、実施基準の内容分析とフォローアップを進め、必要な支援を行っている。

今年度の検討会では、昨年度の調査検討を通じて浮かび上がった課題を踏まえ、在宅独居や施設入所の高齢者、酩酊者、精神疾患患者等の搬送に関する奏功事例の調査、6号基準の運用をスムーズに行っている地域の調査分析、法定協議会において搬送及び受入れについて活発な議論が行われている地域の調査分析等を行った。

また、消防庁保有の救急統計データを用いて実施基準策定前後の効果の有無を分析するとともに、消防本部へのアンケート調査を通じて救急業務の覚知から病院収容までの各段階における搬送時間の延伸要因と短縮要因を整理した。その結果、実施基準が射程とする範囲（重症等）では収容所要時間の延伸抑制効果が現れていると考えられるようなデータが得られたほか、管轄人口規模 10 万人以上 70 万人未満の中規模消防本部で特

に実施基準が効果を発揮しやすいと考えられるようなデータが得られた。さらに、全国的に収容所要時間が延伸しているものの、消防本部の管轄人口規模ごとにその要因には違いが見られることから、消防本部の管轄人口規模ごとに適切な対策を講ずる必要があることがわかった。

実施基準が実効性を有していると考えられる背景には、消防機関と医療機関等の関係者がそれぞれ搬送及び受入れに関するルール作りに主体的に参画し、関係者間で「顔の見える関係」を形成し、十分な議論を経た上で実施基準を作り上げられているのではないかと考えられることから、各地域においてそのような議論の場づくりが重要である。

搬送困難に陥りやすい種類の傷病者への対応については、消防機関が地域内の医療や福祉に携わる多職種と連携し、救急搬送をめぐる課題について認識を共有している先進事例を紹介した。今後、2025年までに全国的な構築が目指されている「地域包括ケアシステム」への消防機関の関わりについて、緊急度から判断して救急搬送が必要な傷病者の迅速かつ適切な救急搬送につなげることが期待でき、消防機関にとってメリットとなるものと考えられることから、検討を深めることが望まれる。

法定協議会における議論の活性化については、地域メディカルコントロール協議会等の地域レベルでの議論の場から議論を積み上げることの重要性が指摘された。

6号基準の課題については、二次医療機関による積極的な受入れや、三次医療機関へ搬送が集中している現状の認識共有の重要性が示された。各地域の実情に応じて関係者の合意の下で確実に運用できるような6号基準を定めることが必要である。

(2) 救急業務におけるICTの活用の推進（第3章）

救急業務を担う各地域の消防機関には、傷病者の症状に応じた迅速かつ適切な医療機関の選定や病院への情報伝達時間の短縮等、より効率的で効果的な業務の遂行を目的として、救急業務におけるICT（情報通信技術）の活用が期待されており、今年度までにICTを導入・活用している都道府県は33団体と着実に増加している。ただし、昨年度の調査検討を通じて、導入におけるコスト面の問題があること、医療資源が限られた地域では選定先も限られ導入の効果が現れにくいと考えられている傾向にあること、医療機関によるリアルタイムな応需情報の入力に困難な地域があることが指摘されていたことから、今年度の検討会ではICTの活用の効果と導入時のポイントを整理した。

まず、ICTの活用の効果については、医療機関選定における時間短縮や照会回数の減少が見られた団体や、搬送受入状況の見える化によって医療機関側の意識の改善が見られた団体があった。また、導入時のポイントとしては、都道府県の衛生主管部局と連携し医療情報システム更新と同時期に消防機関が使いやすいシステムを導入してコスト低減に努めることや、医療機関による応需情報のリアルタイムでの入力を促す工夫の必要性が示された。

救急業務におけるICT活用の今後の一層の普及に向けては、消防機関だけでなく医療機関においても、システムの構築や運営に主体的な役割を果たすことが望まれる。ICTの導入が救急業務の円滑化に対して効果を発揮するためには、単にICTによる枠組み、いわば「箱」を導入するだけでは不足であり、医療機関と消防機関がともに主体的にシステムの構築や運営に参画し、双方にとって有効なシステムとなるよう運用していくことが不可欠である。この点は、実施基準が各地域において有効に機能するためのポイントとも共通しており、実施基準とICTはともに、消防機関と医療機関等の関係者がそれ

ぞれ主体的に運用のルール作りに参画することによって、初めて有効に機能すると言える。また、ICTを導入した上で、受入状況の共有やリアルタイムでの更新を促進し、医療機関同士で状況の見える化を進めることで、医療機関側の傷病者の受入れに対する意識を高める効果があることが示されている。

(3) 予防救急の推進（第4章）

各地域の消防本部では、既に保健福祉部局や医師会と連携して、救急搬送に至る傷病を予防する様々な取組を行っているが、全国的に統一された呼称や概念が存在しておらず、また効果を検証した実例が少ないため、現状では各地域や消防本部において手探りで取組が進められている。そのため、まずは予防の取組に関する呼称や概念に関する意見、実施状況をアンケート調査により把握するとともに、類似する概念を整理し、今後どのような支援方策が必要かを検討した。

アンケート調査の結果、全国の7割以上の消防本部で既に救急搬送に至る傷病を予防する取組を実施しており、またそのような取組を行う必要性についてもおおむね共通認識となっていることが明らかになった。ただし、呼称については「予防救急」という言葉を統一的に普及させることには課題があり、諸外国の調査からも、同様の取組を総称する呼称は把握できなかった。

以上のように、呼称に関する是非はあるものの、救急搬送に至る傷病を予防する取組の普及については関係者内で一定の理解があることが確認できたため、各地域の救命率の向上に資するような効果的な取組を推進し、未実施の消防本部においても新たな立ち上げを促すため、先進事例の紹介等を行うことが望まれる。

(4) 救急業務に携わる職員の教育のあり方（第5章）

ア. 救急救命士ワーキンググループ（第2節）

昨年度の検討会では、指導救命士について、名称、要件、養成カリキュラム等について検討を行った。今年度は、養成カリキュラムを踏まえ、指導救命士の養成の全国展開と指導救命士の全国運用に向けて「指導救命士の養成に係るテキスト」の作成を進めた。

テキスト案は8人の経験豊富な救急救命士が中心となって作成し、指導救命士として必要なスキルである「知識」「技術」「指導」「連携」の4つについて、具体的な教育項目ごとに学習が必要な事項を検討した。テキストは執筆者である救急救命士、編集委員、監修委員による確認・修正が進められており、本報告書では骨子版を巻末に示した。

今後は、指導救命士の全国展開に向け、テキストの作成、実態調査等、消防本部の規模に拘わらず指導救命士を養成する体制を構築するための取組を進める必要がある。

イ. 救急隊員ワーキンググループ（第3節）

救急隊員の生涯教育については、昨年度に、役割別（新任、兼任、現任、隊長）に必要な教育内容や関係様式をまとめた「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1」が示されているところである。今年度は、全国で一定の質が担保された教育の実現に資するよう、上記指針の中でも特に新任隊員の早い段階での教育が求められる項目や救急救命士との連携を要する項目を取り上げた教育用動画教材を作成し、全国に配布することとした。

教育用動画教材の項目としては、頻繁には遭遇しないが重要なもの、救急救命士が介

助を要するもの、処置範囲拡大の対応に関するもの、消防本部において研修が難しいもの、という4つの基準に沿って検討した。その結果、「喉頭展開・異物除去」「気管挿管の補助」「心肺停止前の静脈路確保及びブドウ糖溶液投与の補助」「接遇（講義編）」「接遇（シナリオ編）」の5種類の教育用動画を作成することとし、指導経験が豊富な救急救命士と医師により想定シナリオを作成して動画を撮影した。

作成した「救急隊教育用動画教材」は、本報告書の別添としたほか、消防庁の「e-カレッジ」で活用するなどして共有が図られる予定であり、各地域においては教材を活用して救急隊員教育の一層の充実が期待される。また、消防庁においても、全国で一定の質が担保された救急隊員の教育が実施されるよう、引き続き全国の実態を把握しつつ、最新の課題を見極めていく必要がある。

ウ. 通信指令員ワーキンググループ（第4節）

今年度は、昨年度に策定された「通信指令員の救急に係る教育テキスト」及び「緊急度判定プロトコル Ver.1「119番通報」を教材として、12消防本部をモデル地域としたモデル教育を実施し、その教育効果を検証した。

統一的な質を確保した教育を行う必要があることから、教育目標、内容、時間数、指導者や教材について検討し「教育モデル」を策定した上でモデル教育を実施した。実施前後での知識等の変化、行動変容等からモデル教育の効果を検証したところ、知識理解度、実践能力、モチベーション向上等に有意に作用することがわかった。来年度以降、全国の消防本部では積極的に教育を展開していくことが必要である。

一方で教育を実施する上での課題となる教育時間の確保や指導者の確保等を解決するためには種々の工夫が必要となることがわかり、今後、消防本部の規模別や勤務体系に応じた教育の導入の具体的方策を示す必要がある。

また、モデル教育において地域メディカルコントロールに携わる医師が参画した消防本部では、医師の通信指令業務に対する理解が深まり、事後検証の観点からも双方に有益であるという結果が得られた。今後、地域メディカルコントロール協議会への働きかけなど、連携に向けた取組を進めていくことが重要である。

その他、死戦期呼吸などに関する映像資料の活用など、教育に活用するテキストについて継続的に必要な見直しを行っていくことが望まれる。

（5）緊急度判定体系の普及（第6章）

緊急度判定体系に関する検討は、平成17年度から始まり、その技術的検討は一定の成果を得ているものの、普及啓発やコンセンサスの形成については十分ではない。

そこで今年度は、普及啓発を検討課題として、「住民目線の緊急度の提示」「場」や「マスメディア」を活用した広報」「救急受診ガイドの普及」「電話相談事業の充実」の4つの項目について検討した。

まず、普及啓発を進めるに当たっては、住民目線での「緊急度判定は〇〇である」という説明が必要であり、一般市民、消防、医療及び行政の関係者、地域それぞれに対するヒアリング調査結果等を踏まえ、緊急度判定の位置付けを検討した。今後、更なる調査を実施しつつ、関係者間の合意形成を継続しながら、緊急度判定体系の位置付けや具体的に説明するための言葉・表現の検討が必要である。

また、緊急度判定体系の普及には、多数の者を対象にした「マスメディア」による広

報と、応急手当講習や市民団体が主催するイベント等の「場」を活用しての普及の両面からアプローチしていくことが重要であることがわかった。その取組の第一歩として、住民向けのシンプルな普及啓発資材として「救急車利用リーフレット」を改定した。今後、消防が実施する応急手当講習の中に「緊急度判定体系」に関する説明を盛り込むよう促すなどの取組を進める必要がある。また、「場」を活用した普及を目指し、医師、教育関係者等と検討をしながら普及啓発資材の開発等を進める必要がある。さらに政府レベルでの取組も重要であり、厚生労働省等の関係者との検討を深めていく必要がある。

「消防庁救急受診ガイド 2014 年版」の活用状況等についてアンケート調査を実施したところ、まだ十分に活用されていない状況であることがわかった。取組を行っていない地域では、都道府県によっては消防防災主管部局と衛生主管部局との間に取組に対する認識や姿勢の差があること、また都道府県と各消防本部の間にも同様の差があることがわかった。

電話相談事業のアンケート調査結果でも、事業を行っている団体が限られていること、救急受診ガイドと同様、都道府県によっては消防防災主管部局と衛生主管部局との間に取組に対する認識や姿勢に差があること、また都道府県と各消防本部の間にも同様の差があることがわかった。このため今後は、消防防災主管部局が関係者間の連携を促し、地域を動かすために主導的な役割を担うように促していくことが望まれる。

電話相談事業については、今年度既に実施している行政機関における同事業の財源や実施形態、効果等を調査し、事例集としてとりまとめており、実施されていない団体に対して、この事例集の取組方法を参考に導入を検討するよう働きかけていく必要がある。さらに、同事業を実施する単位としては、「地域特性への最適化」「関係者の合意形成」「均てん性」の観点から考えると、都道府県単位による取組が、地域の実情を最も反映できるとともに、スケールメリットを得ることができる規模ではないかと考えられる。

このほか、第 2 章 6 において述べたとおり、「地域包括ケアシステム」に消防機関が関わっていくことが望ましいが、その際には、地域に緊急度判定体系の考え方が普及していることが重要である。

さらに、平成 26 年 6 月に医療法が改正されたことも踏まえて、来年度以降、厚生労働省と連携した横断的な検討を進めることが望まれる。

(6) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた課題整理 (第 7 章)

2013 年 9 月 7 日、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定されたことを受け、総務省及び消防庁においても、準備本部が設置された。本検討会では、まずは各都道府県及び消防本部における同大会に向けた救急業務の課題及び対応の方向性をアンケート調査により把握し、今後の検討の方向性を整理した。

アンケート調査の結果、救急業務に関する課題として「外国語対応・コミュニケーションの問題 (文化・宗教含む)」「熱中症対策の強化」「多数傷病者発生時の対応」「感染症対策」が多く挙げられた。

来年度直ちに、更に詳細な実態調査に着手し、具体的方策について早急にとりまとめていくことが求められる。

4. 委員名簿、開催経緯

(1) 救急業務のあり方に関する検討会

① 委員名簿

※五十音順、○印は座長

- 浅利 靖 (北里大学医学部救命救急医学教授)
- 阿真 京子 (一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表)
- 有賀 徹 (昭和大学病院院長)
- 石井 正三 (日本医師会常任理事)
- 大島 光由 (札幌市消防局警防部長)
- 加藤 亮 (山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急主幹)
- 城戸 秀行 (大阪市消防局救急部長)
- 坂本 哲也 (帝京大学医学部教授)
- 迫田 朋子 (NHK制作局第1制作センター文化・福祉番組部エグゼクティブ・ディレクター)
- 佐藤 雄一郎 (東京学芸大学社会科学講座准教授)
- 島崎 修次 (国土舘大学大学院救急システム研究科長)
- 鈴川 正之 (自治医科大学救急医学講座教授)
- 田邊 晴山 (救急救命東京研修所教授)
- 松川 茂夫 (東京消防庁救急部長)
- 山口 芳裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 山本 保博 (東和病院院長)
- 横田 順一朗 (市立堺病院副院長)
- 横田 裕行 (日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授)
- 渡辺 顕一郎 (奈良県医療政策部長)

(オブザーバー)

- 北波 孝 (厚生労働省医政局地域医療計画課長)

② 開催経緯

回数	開催日	主な議題
第1回	平成26年7月16日	・今年度の検討の進め方について ・プレゼンテーション
第2回	平成26年12月9日	・第1回目以降の検討に係る進捗報告について
第3回	平成27年2月19日	・近年の救急業務をとりまく現状について ・第2回目以降の検討に係る進捗報告について
第4回	平成27年3月18日	・各ワーキングからの報告 ・報告書(案)について

(2) 救急救命士ワーキンググループ

① 委員名簿

※五十音順、○印はワーキンググループ長、☆印は監修担当

- 梅 田 智 之 (北九州市消防局警防部救急課救急指導係主任)
奥羽場 美 幸 (江津邑智消防組合消防本部川本消防署瑞穂出張所消防第1係長)
川 村 英 和 (綾部市消防本部警防課救急救助担当主任)
☆ 黒 田 泰 弘 (日本救急医学会)
郡 山 一 明 (救急救命九州研修所専任教授)
高 橋 浩 (久留米広域消防本部救急防災課救急主幹)
高 橋 幸 靖 (岐阜市消防本部岐阜南消防署西分署救急係長)
田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)
鳥 越 昭 宏 (消防大学校助教授)
菩提寺 浩 (札幌市消防局警防部救急課長)
☆ 溝 端 康 光 (日本臨床救急医学会)
矢 島 務 (東京消防庁救急部救急指導課長)
山 口 誠 (千葉市消防局警防部救急課課長補佐)
○ 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
山 崎 裕 介 (救急救命九州研修所研修部研修課課長補佐)

② 開催経緯

回数	開催日	主な議題
第1回	平成26年9月4日	・ 指導救命士テキストの基本的な考え方 ・ 指導救命士テキスト内容の検討 ・ 作成項目・担当割(案)
第2回	平成26年12月3日	・ 指導救命士テキスト作成体制の報告 ・ 作業状況等の報告と検討 ・ 今後の予定
第3回	平成27年3月10日	・ 指導救命士テキスト作業状況報告

(3) 救急隊員ワーキンググループ

① 委員名簿

※五十音順、○印はワーキンググループ長

- 浅 利 靖 (北里大学医学部救命救急医学教授)
- 上 田 肇 (新見市消防本部新見市消防署第1救急救助係長)
- 大 竹 聡 (川崎市消防局救急課主任)
- 小野寺 弥 (岩手県消防学校主任消防教官)
- 鴨 田 吉 浩 (広島県消防学校教務課教諭)
- 木 村 光 広 (石巻地区広域行政事務組合消防本部警防課主幹兼救急救助係長)
- 黒 木 俊 輔 (西都市消防本部西都市消防署第3小隊救急班長)
- 佐 藤 俊 一 (鎌ヶ谷市消防本部警防課課長補佐)
- 杉 田 学 (順天堂大学医学部附属練馬病院救急・集中治療科先任准教授)
- 平 川 正 隆 (東大阪市消防局警防部警備課司令長)
- 村 上 宏 (新潟市消防局救急課救急指導係長)

② 開催経緯

回数	開催日	主な議題
第1回	平成26年10月7日	・今年度の検討の進め方
第2回	平成26年11月21日	・動画シナリオについて
—	平成26年12月18日～19日	・救急隊員教育用動画の撮影
第3回	平成27年2月6日	・動画の確認 ・報告書骨子案について ・救急隊員の教育について

(4) 通信指令員ワーキンググループ

① 委員名簿

※五十音順、○印はワーキンググループ長

- 相 曾 太 (浜松市消防局副参事兼情報指令課課長補佐)
阿久津 善 夫 (南那須地区広域行政事務組合消防本部警防課課長補佐)
石 坂 正 人 (飯塚地区消防本部警防課指揮指令室消防士長)
太 田 孝 (横浜市消防局警防部司令課長)
鎌 田 正 信 (堺市消防局警防部通信指令課長)
川 崎 貞 男 (独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター教育研修部長)
菊 池 一 夫 (大船渡地区消防組合消防本部消防課通信指令第2係長)
菊 地 正 人 (秋田市消防本部指令課課長補佐)
○ 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)
高 久 亮 一 (藤沢市消防局警防室長)
近 嵐 伸 幸 (函館市消防本部救急課長)
仲 井 太 (大野市消防本部通信指令課課長補佐)
西 崎 正 明 (佐世保市消防局指令課長)
左 博 之 (船橋市消防局救急課主幹)
福 岡 浩 治 (豊田市消防本部指令課副課長)
元 座 伸 (伊勢市消防本部通信指令課長)
山 崎 伸 二 (松山市消防局通信指令課長)
山 平 裕 美 (神戸市消防局警防部司令課消防士長・救急担当)

② 開催経緯

回数	開催日	主な議題
第1回	平成26年9月25日	・今年度の検討の進め方について ・モデル教育の実施方法 ・教育効果指標の作成
第2回	平成27年2月12日	・モデル教育の結果及び教育の展開方法について ・報告書骨子案について ・先行実施地域について

(5) 緊急度普及ワーキンググループ

① 委員名簿

※五十音順、○印はワーキンググループ長

- 加 藤 光 夫 (西予市消防本部防災課救急係長)
櫻 井 淳 (日本大学医学部救急医学系救急集中治療医学分野准教授)
中 間 ゆかり (薩摩川内市消防局警防課警防救急係)
敦 賀 一 郎 (札幌市保健福祉局保健所医療政策課長)
林 田 純 人 (大阪市消防局救急部救急課救急施策担当課長代理)
半 澤 正 勝 (仙南地域広域行政事務組合消防本部警防課主幹兼救急係長)
○ 松 川 茂 夫 (東京消防庁救急部長)
溝 田 瑩 貴 (医療市民マイスター協会代表)
茂 呂 浩 光 (東京消防庁救急部副参事救急相談担当)

(オブザーバー)

- 小 嶋 響 (札幌市消防局警防部指令一課長)
菅 原 幸 江 (公益財団法人大阪市救急医療事業団主幹)
北 條 馨 (東京消防庁救急相談センター)

② 開催経緯

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第 1 回	平成 26 年 8 月 22 日	・ 今年度検討事項について ・ プレゼンテーション
第 2 回	平成 26 年 12 月 2 日	・ アンケート及びヒアリング調査概要について ・ 電話相談について ・ 救急受診ガイドについて ・ 緊急度普及について ・ 報告書 (案) について
第 3 回	平成 27 年 2 月 27 日	・ これまでの振り返り ・ 具体的検討 ・ 救急車利用リーフレット (案) について ・ 報告書 (案) について

【参 考】

平成 26 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

(開 催)

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目 的)

第 2 条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した委員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(ワーキンググループ)

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WG の委員は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとするが延長を妨げないものとする。

(運 営)

第 6 条 検討会及び WG の運営は、救急企画室が行う。

(委 任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他 WG に関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 2 日から施行する。